

事務事業の評価結果の審査について

答 申 書

2022（令和4）年12月20日

伊賀市行政事務事業評価審査委員会

I. はじめに

この度、伊賀市行政事務事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）では、第2次伊賀市総合計画が目指す「ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市～勇気と覚悟が未来を創る～」という伊賀市の将来像を実現するために実施している各種の補助金等対象事業のうち、事務事業レビューの結果として示された25件の事業評価内容について、市長の諮問を受けて必要性や有効性などの観点で審査を実施した。

答申としてまとめるにあたっては、諮問頂いた「事務事業レビュー結果の審査について」に関して、事務担当課のみならず行政事務の遂行において全庁的な対応を要すると考えられる『全体総括』と、諮問対象となった個別事業ごとに対応を要すると考えられる『個別内容』に分けて整理することとした。

審査にあたっては「令和4年度 専門家チームヒアリングを踏まえた事務事業見直しの取組についての報告書」としてそれぞれの専門家の視点から付された意見の内容も考慮しながら、委員会として、より市民に近い立場から各事業について審査し意見を付している。

当委員会が設置され、初めての審査となる本年度は、10月31日から約1ヶ月間の短期間での集中的な審議となり、委員の皆様には大変なご負担をおかけすることとなったが、『伊賀市を良くしたい』というこの委員会に関わる全ての方の熱意によって答申をまとめることができた。

この答申内容が市の行財政運営の中での的確に反映され、「ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市～勇気と覚悟が未来を創る～」という伊賀市の実現につながることを期待してやまないものである。

令和4年12月20日

伊賀市行政事務事業評価審査委員会 委員長 小林 慶太郎

Ⅱ. 事務事業レビュー結果の審査について

1. 対象事業一覧

事業番号	対象事業
1	伊賀市母子寡婦福祉会補助金
2	公衆浴場確保対策事業費補助金
3	献血推進事業補助金
4	国民健康保険取扱事務費交付金
5	真泥池揚水施設維持管理費交付金
6	上野天神祭のダンジリ行事継承事業交付金
7	老人クラブ活動等事業費補助金
8	介護予防サロン活動支援事業補助金
9	伊賀市社会福祉協議会職員設置等事業補助金
10	遺族会補助金
11	保護司会活動助成金
12	人権同和教育部会研究事業委託料（学校）
13	人権同和教育研究活動事業委託料（生涯学習）
14	まちづくり協議会活動助成金
15	部落解放団体助成金
16	和牛肥育組合振興助成金
17	認定農業者協議会活動助成金
18	農業公園管理経費
19	地域包括交付金
20	キラッと輝け地域応援補助金
21	商工会事業費補助金
22	商工会議所事業費補助金
23	勤労者福祉事業補助金
24	伊賀フットボールクラブ運営助成金
25	伊賀市スポーツ協会運営補助金

2. 全 体 総 括

全体総括として、専門家チームから報告書としてまとめられた「全庁的に改善して取り組むべき共通指摘事項」の内容（※P5～6参照）も考慮しながら、委員会での審査を通し、個別事業にとどまらず、伊賀市全体の課題として受け止めるべき内容を以下のとおり6点にまとめている。

（補助金等の目的の視点）

第1に、多くの補助金等が過去より見直しくなく継続して行われてきたことにより、補助金等を交付する本来の目的を見失っているものが散見される。時代が変化する中、補助金等が交付されるに至った背景も変化し、目的が不明瞭になってしまっているにもかかわらず、形骸的に補助金等が交付され続けていることは、市民への背信行為とも受け取れる。補助事業の内容を精査し、必要性の有無を改めて確認したうえで、必要な場合には補助金ごとに要綱を制定すべきである。そのうえで、より明確な目的を持って、求められる社会ニーズや市民ニーズに沿った補助金等の交付を実施されたい。

（行政が担うべき役割の視点）

第2に、補助金等の交付目的を明確にすることで、その目的に対する行政としての関与の仕方を見直されたい。また、行政職員や学校教職員が補助金交付先団体の事務局を担うことは不適切であることから、行政に依存することなく事務処理を行っている各種の団体等が実施する事業に対して補助金を交付する、あるいは行政が事務局を担うべき事業なのであれば行政が直営で実施する、などといった形で、行政の担う役割を再検討されたい。

金銭的な関与や事務的な関わりに限定せず、その目的に対して行政が本来担うべき役割を市民との協働のもと実践されたい。

（改善までの期間の視点）

第3に、補助金等の見直しに関して、事務事業レビュー結果や当委員会での審査結果から今後取り組んでいくべき内容が明確になっている。改善すべき内容については、委員会でも「いつまでに実施すべき」という期間を示しているものもあるが、対応すべき課題の放置は市民への不利益をもたらす結果となる。このことから期間に捉われず必要な改善は出来る限り速やかに、可能であれば今すぐにでも取り組まされたい。

（進捗管理の視点）

第4に、今回、示された改善等の内容について、事務担当課のみならず関係各課などとも連携し、行政全体として適切な進捗管理のもと確実に実行されたい。また、当委員会に対して次年度以降の進捗について報告いただきたい。

（公開性の視点）

第5に、専門家チームが担った事務事業レビューの内容と当委員会の審査結果は、行政内部に留めず、課題と指摘事項への対応についてはそのプロセスを含め、広く市民に周知され、開かれた行政運営を展開されたい。

（行政マネジメントシステムに関する視点）

第6に、今回、事務事業レビュー及び当委員会の指摘する内容は、諮問された事業に留まらず、他に実施する各個別事業についても同様の視点で取り組まれ、自浄作用のもと、求められる改善を行政全体で図られたい。

【令和4年度 専門家チームヒアリングを踏まえた事務事業見直しの取組についての報告書から引用】（※全庁的に改善して取り組むべき共通指摘事項）

（1）補助金等交付要綱の整備

貴市では、補助金等の交付の根拠となるべき「補助金等交付要綱」を各部単位でまとめて制定されているが、補助金にはそれぞれに具体的な交付目的や対象があるはずであり、まとめて制定するのは不適切である。改めて補助金ごとに交付要綱を整備されたい。

（2）事業費の積み上げによる補助金額の決定

貴市では、要綱上、多くの補助金の交付金額が「予算に定める額」となっている結果、補助金額の積算根拠がない定額による団体補助となっている事案が多く見受けられる。補助金額の積算は上限額を設けた対象事業費の積み上げに改め、運営費補助から事業費補助へ移行されたい。

（3）補助金交付先団体の事務局事務を市職員が担うことについて

貴市では、補助金交付先団体の事務局事務を市職員が担っている事例が見受けられるが、補助金交付先団体は自立した運営が求められることから、事務局事務を市職員が担うことは望ましくない。また、不正防止の観点から、特に会計事務を市職員が担うことは改めるべきである。

（4）終期の設定

貴市では、補助金等に関してその殆どで終期を設定しておらず、長期間にわたり同様の補助を同じ団体に交付し続けている。補助金等は永続的に交付し続けるものではなく、必ず終期を設定し、終期ごとにその補助金等の交付目的に対する効果検証を実施したうえで、継続するのか、見直す点がないのか、廃止をするのかを判断するべき。終期設定期間は3年程度が望ましい。

（5）交付先団体の決算確認

補助金等を交付したのち、実績報告書による決算書類の確認では、補助金等の対象経費に限定した決算書の確認のみならず、その団体が本当に補助金を必要としている団体なのか、同様の補助金を国や県等別団体から交付されていないのか、収支報告に全体を通じて不合理さがないのかの精査のため、団体全体の決算書を確認するべき。また、状況によっては書面による決算確認にとどまらず、現地監査による確認をする必要もある。

(6) 同一団体への重複補助の有無の確認について

貴市の補助金等管理シートによる報告では、同一団体への重複補助の有無が殆ど「無」として報告されているが、補助金に関わらず、補助金的要素のある委託費など、同一団体に複数の公費が投じられているケースは少なくないはずである。こういったケースでは類似の補助事業の統廃合などによる効率化などが考えられるため、予算を統括している財政課を中心に適切に重複補助の有無を把握するよう努められたい。

(7) 補助金の効果（成果指標）について

貴市では、補助金の成果を図る補助金等管理シートには成果指標の設定がなく、その補助金を含めた事務事業内で成果指標を設定し目標管理を行っているが、その事務事業における成果指標が設定されていないケースもみられる。成果指標を設定出来ない事業はないため、必ず成果指標を設定すべきである。

また、現在設定されている「成果指標」は真に目指すべき「成果指標」ではなく、「活動指標」となっているものが多いため、「活動指標」と「成果指標」を明確にし、活動によって得られる「成果」に対する指標を設定するよう改めるべき。

(8) 内部管理事務の簡素化について

「補助金等管理シート」や「事務事業管理シート」をはじめとする貴市の内部管理事務及びその様式については、他市等と比較して複雑な仕組みとなっており、見直す余地が多くある。また、補助金等を交付した後に、交付先から求めている「実績報告書」に添付される「収支報告書類等」について、現状では任意の様式となっているが、様式を統一することにより、より効率的に的確な内容の精査が可能となる。

原則、法令に定めのないものについては、大胆に簡素化を行い、事業を執行する所属と管理部門の所属の役割分担を明確にすべきである。

(9) 補助金等の適正化に関する指針の改訂について

貴市で制定されている「補助金等の適正化に関する指針」は、補助金等の見直しに必要な観点が多く備わっている内容となっているものの、平成26年の制定から内容の見直しが行われておらず、現在の状況を踏まえた内容に改めたうえで補助金等の適正管理に努められたい。

3. 個別内容

個別の審査内容については、事務事業レビューで使用されている「レビュー結果整理シート」に内容を取りまとめ、別添のとおり答申する。

Ⅲ. 今後の事務事業の評価について

1. 事務事業評価改善に向けた意見

事業の内容ではなく、事務事業評価そのものの進め方等についての改善に向けた意見を委員会として取りまとめたので、以下のとおり答申する。

（事務事業評価シート等の成果指標）

事務事業評価シートごとに設定される成果指標について、複数の事業がある場合は各個別事業に見合った成果指標となっていないものが多い。統括できる成果指標を設定できないのであれば、個別事業ごとにも成果指標を設定するなどの対応をされたい。

（事務事業評価シート、補助金等管理シート等の継続性）

事務事業評価のPDCAサイクルを回していくにあたり、課題に対するアクションとその後の経過は単年ごと断続的に見るのではなく、複数年通じて継続して見ていく必要がある。そのための評価シートの見直しはもちろん、形骸的な評価をするのではなく、各事務担当課が真摯に評価に向き合える取り組みを実践されたい。

（補助金・交付金・助成金の整理）

各事務担当課が補助金、交付金、助成金の違いについて認識が出来ていないことによって、その使われ方が適切に管理出来ていないと考えられ、その定義について明確に示したうえで、それを踏まえた名称の変更等も含め、適切に管理・運用すべきである。

【資料】

伊 第 463 号
2022 (令和4) 年10月31日

伊賀市行政事務事業評価審査委員会 委員長 様

伊賀市長 岡本 栄

事務事業の評価結果の審査について（諮問）

事務事業の評価結果の審査について、伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、別添資料を付して貴委員会へ諮問します。

記

- ・事務事業レビュー結果の審査について
- ・今後の事務事業の評価について

審 議 経 過

	開催日	主な審査内容
第1回	令和4年 10月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 委員長及び副委員長の選任 ・ 審査 <ul style="list-style-type: none"> ①伊賀市母子寡婦福祉会補助金 ②公衆浴場確保対策事業費補助金 ③献血推進事業補助金
第2回	令和4年 11月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査 <ul style="list-style-type: none"> ④国民健康保険取扱事務費交付金 ⑤真泥池揚水施設維持管理費交付金 ⑥上野天神祭のダンジリ行事継承事業交付金 ⑦老人クラブ活動等事業費補助金 ⑧介護予防サロン活動支援事業補助金
第3回	令和4年 11月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査 <ul style="list-style-type: none"> ⑨伊賀市社会福祉協議会職員設置等事業補助金 ⑩遺族会補助金 ⑪保護司会活動助成金 ⑫人権同和教育部会研究事業委託料(学校) ⑬人権同和教育研究活動事業委託料(生涯学習) ⑭まちづくり協議会活動助成金 ⑮部落解放団体助成金
第4回	令和4年 11月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査 <ul style="list-style-type: none"> ⑯和牛肥育組合振興助成金 ⑰認定農業者協議会活動助成金 ⑱農業公園管理経費 ⑲地域包括交付金
第5回	令和4年 11月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査 <ul style="list-style-type: none"> ⑳キラッと輝け地域応援補助金 ㉑商工会事業費補助金 ㉒商工会議所事業費補助金 ㉓勤労者福祉事業補助金 ㉔伊賀フットボールクラブ運営助成金 ㉕伊賀市スポーツ協会運営補助金 ・ 今後の事務事業の評価について

伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿

(敬称略)

任期：2022年10月31日～2024年10月30日

委員（号）	委員（詳細）	氏名	所属等
1号委員 (委員長)	学識経験を有する者	小林 慶太郎	四日市大学
2号委員	市が設置する附属機関の委員	船見 くみ子	総合計画審議会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	井上 順子	伊賀市多文化共生推進プラン委員会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	松村 元樹	伊賀市地域福祉計画推進委員会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	藤本 久司	教育行政評価委員会
3号委員	市民からの公募による者	高橋 健作	公募委員
4号委員 (副委員長)	前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	安本 美栄子	(元伊賀市議会議員)
4号委員	前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	久保 千晴	(移住者)
4号委員	前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	尾登 誠	(経済界)
4号委員	前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	西口 真由	(若者会議会員)

○伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例

令和3年12月28日条例第26号

(設置)

第1条 本市が実施する事務事業（以下「事務事業」という。）の評価結果を審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市行政事務事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)事務事業の評価結果の審査に関すること。
 - (2)事務事業の評価方法に関すること。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、事務事業の評価に関する事項で市長が必要と認めるもの
- (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)市が設置する附属機関の委員
- (3)市民からの公募による者
- (4)前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあつては、委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、第2条に定める所掌事項の遂行に当たり、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、デジタル自治推進局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。